

邑南町 e スポーツを核とした学びのサイクル推進事業業務仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名称

邑南町 e スポーツを核とした学びのサイクル推進事業業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2. 業務の目的

高校生等を対象に e スポーツを主としたデジタルリテラシーを学ぶ機会をつくり、学んだものが、邑南町 DX を町内各地へ推進する人材育成と地域のデジタルリテラシー向上を目的とする。

3. 業務の内容

邑南町(以下「町」という。)と受託者は、高校生等に e スポーツやデジタルリテラシーについての指導を行い、その受講者が学んだことを地域に広げていく取り組みを実施する。

なお、本事業を受任者が遂行するにあたって必要となる物品で町が保有する物品がある場合は、これを貸与する、具体的には契約後協議の上決定する。

(1) 機材の選定・設置とそれに伴う環境整備

・デスクトップ PC 5台の選定・設置

(全日本高校 e スポーツ選手権、全国高校対抗 e スポーツ大会等で支障なく運用可能なもの)

・ノート PC 5台の選定・設置

(Minecraft Education Edition を利用するのに問題ないスペックのもの)

・その他

上記 PC に付帯するマウス、LANケーブル等の機器の選定・設置

町管理の施設で業務を遂行するのにインターネット環境等の支障がある場合は、協議を行ったうえで環境整備を行う。

(2) 人材育成と地域展開

・矢上高校生主体のサークルである「DXおおなん」を主に e スポーツやデジタルリテラシーについて Minecraft Education 等といった教育向けコンテンツを活用し、指導を行う。

また、機材についての知識や設置方法等の指導を行う。

(対面指導:月1回程度、オンライン指導:月4回程度)

・上記、受講者(グループでも可)が講師となり、小中学生や地域等で指導を行うワークショップ等を年2回以上(2地域以上で)設ける。

・受講者等に島根県が実施するデジタル活用講師育成講座の受講を促し、国が認めるデジタル推進委員に任命するよう促進する。

(デジタル活用講師育成講座受講終了者数:5名以上)

・人材育成については、契約期間終了後に受講者が町内の e スポーツやデジタルリテラシーの指導が行えるようにする。

(3) 多様な企業や人材交流

e スポーツチームがある企業等と積極的に交流機会を設定し、受講者に多様なロールモデルを知る交流会を開催する。(年1回以上)

(4) 成果発表や周知イベントの実施

子ども達が学んだことや実施したことの成果発表の場と e スポーツやデジタルリテラシーについて楽しく学べ、体験できるイベントを開催。(年 1 回以上)

4. 役割分担

町と受託者は e スポーツを核とした学びのサイクル推進事業について次のとおり分担し、本事業を推進する

主体	業務内容
町	・計画、進捗及び課題の管理 ・平時の受託者の責任者への作業指示、連絡、報告対応 ・受託者が行う業務において必要となる情報・人材の提供 ・毎月の業務報告会による月次作業報告書の受理 ・受託者から提出される業務完了報告書の受理と検収
受託者	3. 業務の内容(1)～(4)を町と随時、協議を行い実行

5. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、町の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 本町と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施することとする。
- (3) 受託者は、本町がサービスを利用して締結した契約書等(受託者と本町との間の契約を除く。)に含まれる情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (4) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とし、本町の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (5) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、町が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (6) この仕様書については、基本仕様書とし、追加すべき事項等が生じた場合は本町と受託者と協議し追加できるものとする。

6. その他

本委託契約の受託者の業務である3. (1) 機材の選定・配備とそれに伴う環境整備において取得した物品については、本契約完了時の報告書において物品リストとして提出すること。その上で3. (1)～(4)の報告に勘案し、検査結果が望ましければ、譲渡し、受託者の物品とする。

但し、引き続き、業務遂行が必要であれば実施し、その間の物品のメンテナンスは、受託者が行う。

また、全ての業務が完了し、受託者の物品になった場合、委託者の要望に応じて、物品の貸出を行う。その場合は、無償とする。